

緑の風 FAX版



NO. 28 2020年10月21日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

本部は、臨時第6回中央執行委員会（2020年10月21日）を開催し、以下の通り決定しました。

指令17号 三井暢秀君の制裁申請について

2018年6月23日、東日本旅客鉄道労働組合（以下、JR東労組）高崎地方本部の元専従者らによってJR東労働組合（以下、ひがし労）が結成された。

JR東労組は、「全地本書記長・組織部長・業務部長会議（2018年8月2日）」および「第37回臨時大会（2018年12月19日）」において、ひがし労の結成は、組織再生からの逃亡であり、組織破壊であることを確認してきた。

三井暢秀君は、JR東労組組織内候補として2019年4月の高崎市議会議員選挙に当選するまで、JR東労組高崎地方本部の執行部を担っており、大会での決定事項を遵守する立場にあることは言うまでもない。

中央本部が、指令第8号「JR東労組高崎地方本部に対する緊急会計監査の実施について（2020年9月9日）」に基づき緊急に会計監査を行ったところ、三井暢秀君に関わる事象として以下のことが判明した。①ひがし労中央本部執行副委員長（当時）が作成したご案内でJR東労組高崎支部の閉所式を行い、その費用をJR東労組に請求していたこと。②JR東労組の組合費を使用し、ひがし労と共同行動を行っていたこと。③JR東労組の組合費で友誼団体に対する贈り物をしておきながら送り主を「JRひがし労」としていたこと。④自身の後援会活動としながら、ひがし労に所属する者たちをJR東労組高崎地方本部事務所やJR東労組の組合施設へ招き入れていたことが判明した。

会計監査を行った後の2020年9月24日、三井暢秀君の脱退届が中央本部へ届いた。中央本部は三井暢秀君に対し、上記のような調査が必要な事象があることや会計監査に入った直後の脱退は認められるものではなく脱退届を返還した。その後、中央本部は三井暢秀君に2度にわたり調査への協力を依頼するが、返答は一切なかった。そればかりか、三井暢秀君は2020年9月24日付でひがし労へ加入した事が明らかになった。以上のことから、三井暢秀君がJR東労組の組合費を使用し、ひがし労と共同行動を行っていたことは十分に証明でき、これらの行為は制裁に値する。

また、三井暢秀君はJR東労組の組織内候補としてJR東労組と「高崎市議会議員選挙に関する確認書」を2018年6月20日に締結している。その確認書を当選後に逸脱し、JR東労組と対立する組合に加入することはJR東労組組合員に対する裏切り行為であり、公職に就く者のすべき行為ではないことも付記する。

従って、三井暢秀君の行為は、規約第60条第1項(3)「組合の団結または統制を乱す行為があったとき。」に該当することは明らかであることから、臨時第6回中央執行委員会（2020年10月21日）の確認に基づき、下記の通り指令する。

1、三井暢秀君に対し、JR東労組規約第60条第2項ならびに第3項の定めにより、第47回定期中央委員会へ制裁申請を行う。

2、三井暢秀君に対し、「組織運営上重大な支障がある」と判断し、JR東労組規約第60条第2項に基づき、規約第13条(2)(3)(4)(5)を停止する。

3、各地方本部は、全地本執行委員長会議・中央執行委員会の見解に基づき、本指令を各級機関および全組合員に周知徹底し、組織の一層の団結・強化を図ることを要請する。